

令和3年7月26日
那覇産業保安監督事務所

ガス事業法違反に対する嚴重注意について

那覇産業保安監督事務所は、ガス小売事業者である沖縄協同ガス株式会社（沖縄県八重瀬町）に対し現地確認調査等を行い、同社がガス事業法第32条に基づく工事計画書を提出せずガス工作物を設置し、当該ガス工作物の一部が同法第21条第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないものであることを確認しました。

このため、本日、同社に対し同法の遵守に係る嚴重注意を行うとともに、速やかに是正措置を講じ、再発防止策を策定し報告するよう指示しました。

1. 経緯

(1) 那覇産業保安監督事務所は、沖縄協同ガス株式会社から、一の団地内において液化石油ガスを導管により70戸以上に供給するガス事業法の適用を受ける事案について、同法の必要な手続きを取らずに17年以上供給している団地があるとの情報を受けた。

(2) このため、当事務所は、令和3年6月9日に現地確認調査を実施し、以下の地域で、同社がガス事業法第32条に基づく工事計画書を提出せずガス工作物を設置し、当該ガス工作物の一部が同法第21条第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないものであることを確認した。

沖縄県名護市内 1件、沖縄県宜野湾市内 1件

2. 那覇産業保安監督事務所の対応

当事務所は、沖縄協同ガス株式会社に対し、那覇産業保安監督事務所長名にて嚴重注意を行うとともに、速やかに是正措置を講じ、再発防止策について報告するよう指示した。

本件に関するお問い合わせ先
那覇産業保安監督事務所
保安監督課
課長 徳門
担当者 砂川、棚原、森田
TEL (098) 866-6474

<参考>

事業者の概要

沖縄協同ガス株式会社

本社住所 沖縄県八重瀬町字外間 1 1 5 番地 1

関係法令

ガス事業法(抜粋)

第三十二条 ガス小売事業者は、ガス小売事業の用に供するガス工作物の設置又は変更の工事であつて、経済産業省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、ガス工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときには、この限りでない。

第二十一条 ガス小売事業者は、ガス小売事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。